

## 日本学校ソーシャルワーク学会 研究誌編集委員会規程

### （設置）

第1条 日本学校ソーシャルワーク学会会則第4条に基づき研究誌編集委員会（以下「委員会」）を置く。

### （任務）

第2条 委員会は、日本学校ソーシャルワーク学会の研究誌『学校ソーシャルワーク研究』の発行につき、原稿依頼・投稿論文の審査・編集・刊行などの任務を行う。

### （構成）

第3条 委員会は、委員長と委員で構成される。

- 2 委員長および委員は研究誌編集委員会担当理事があたる。
- 3 委員長は委員の中から互選で決める。

### （任期）

第4条 委員長、委員の任期は3年とする。

- 2 ただし、再任は妨げない。

### （査読委員の委嘱）

第5条 投稿論文の審査のため、査読委員を置く。

- 2 査読委員は委員会の推薦に基づき、代表理事が委嘱する。
- 3 査読委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 査読委員は、研究誌編集委員会の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を研究編集委員会に報告する。
- 5 研究誌編集委員会は、査読委員の審査結果に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。

### （規程の変更）

第6条 この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

### 附則

- 1 この規程は、2013年10月5日より施行する。
- 2 委員の任期は、理事会の任期に同じとする。

### 附則

- 1 この規程は、2019年7月13日より施行する。

## 日本学校ソーシャルワーク学会 企画委員会規程

### (設置)

第1条 日本学校ソーシャルワーク学会会則第4条に基づき企画委員会（以下「委員会」）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、全国大会の運営企画について現地実行委員会を補佐する。

2 委員会は、全国大会における研修を含む、学会の研修のあり方について検討し、研修会の開催を推進する。

3 委員会は、学会員の研究活動の推進に関し、理事会の指示を受けた事項について、調査研究と企画立案とを行う。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長と委員で構成される。

2 委員長および委員は企画委員会担当理事があたる。

3 委員長は委員の中から互選で決める。

4 委員会は理事会に承認を受けて、理事以外の会員を委員に加えることができる。

### (任期)

第4条 委員長、委員の任期は3年とする。

2 ただし、再任は妨げない。

### (規程の変更)

第5条 この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

### 附則

1 この規程、2013年10月5日より施行する。(2019年7月13日廃止)

### 附則

1 この規程は、研修委員会規程から名称を変更し、2019年7月13日より施行する。

2 委員の任期は、理事会の任期に同じとする。

## 日本学校ソーシャルワーク学会 研究委員会規程

### (設置)

第1条 日本学校ソーシャルワーク学会会則第4条に基づき研修委員会(以下「委員会」)を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、学校ソーシャルワークおよび、それに関わる調査・研究を行い、結果を学会内外に報告する。

2 必要に応じて、学会員が企画した調査・研究について精査し、理事会の承認を得て、それらの調査・研究への協力を行う。

3 国内および海外の学校ソーシャルワークに関わる動向を把握し、学会員に報告する。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長と委員で構成される。

2 委員長および委員は研究委員会担当理事があたる。

3 委員長は委員の中から互選で決める。

4 必要に応じて、委員会以外の学会員および学会員以外の者の協力を得て調査・研究を行うことができる。その際には、理事会の承認を得ることとする。

### (任期)

第4条 委員長、委員の任期は3年とする。

2 ただし、再任は妨げない。

### (規程の変更)

第5条 この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

### 附則

1 この規程は、2013年10月5日より施行する。

2 委員の任期は、理事会の任期に同じとする。

### 附則

1 この規程は、2019年7月13日より施行する。

## 日本学校ソーシャルワーク学会 広報委員会規程

### (設置)

第1条 日本学校ソーシャルワーク学会会則第4条に基づき広報委員会（以下「委員」）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、学会の普及啓発に係る広報活動の企画・運営を行う。

2 委員会は、会報の発行を行うための必要な編集および作成作業などを行う。

3 委員会は、学会ホームページの管理運営などを行う。

4 委員会は、リーフレット等の広報物のデザインなどを行う。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長と委員で構成される。

2 委員長および委員は広報委員会担当理事があたる。

3 委員長は委員の中から互選で決める。

### (任期)

第4条 委員長、委員の任期は3年とする。

2 ただし、再任は妨げない。

### (規程の変更)

第5条 この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

### 附則

1 この規程は、2019年7月13日より施行する。

2 委員の任期は、理事会の任期に同じとする。